

浸水対策届出のご案内

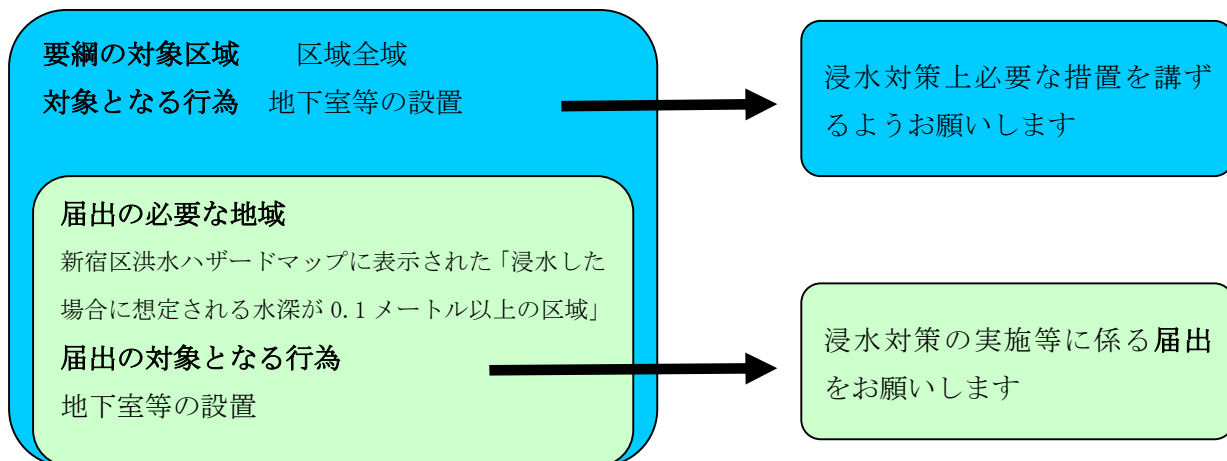
新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱

新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深が0.1メートル以上の区域」に地下室等を設置する場合は、届出をお願いします

要綱の概要

要綱の対象区域は区内全域です。

地下室等を有する建築物を建築しようとする場合に、建築主は浸水対策上必要な措置を講ずるようお願いします。また、新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深が0.1メートル以上の区域」で、地下室等を有する建築物を建築しようとする場合には、建築主は浸水対策上必要な処置を講じ、区長に浸水対策に係る届出書の提出をお願いします。



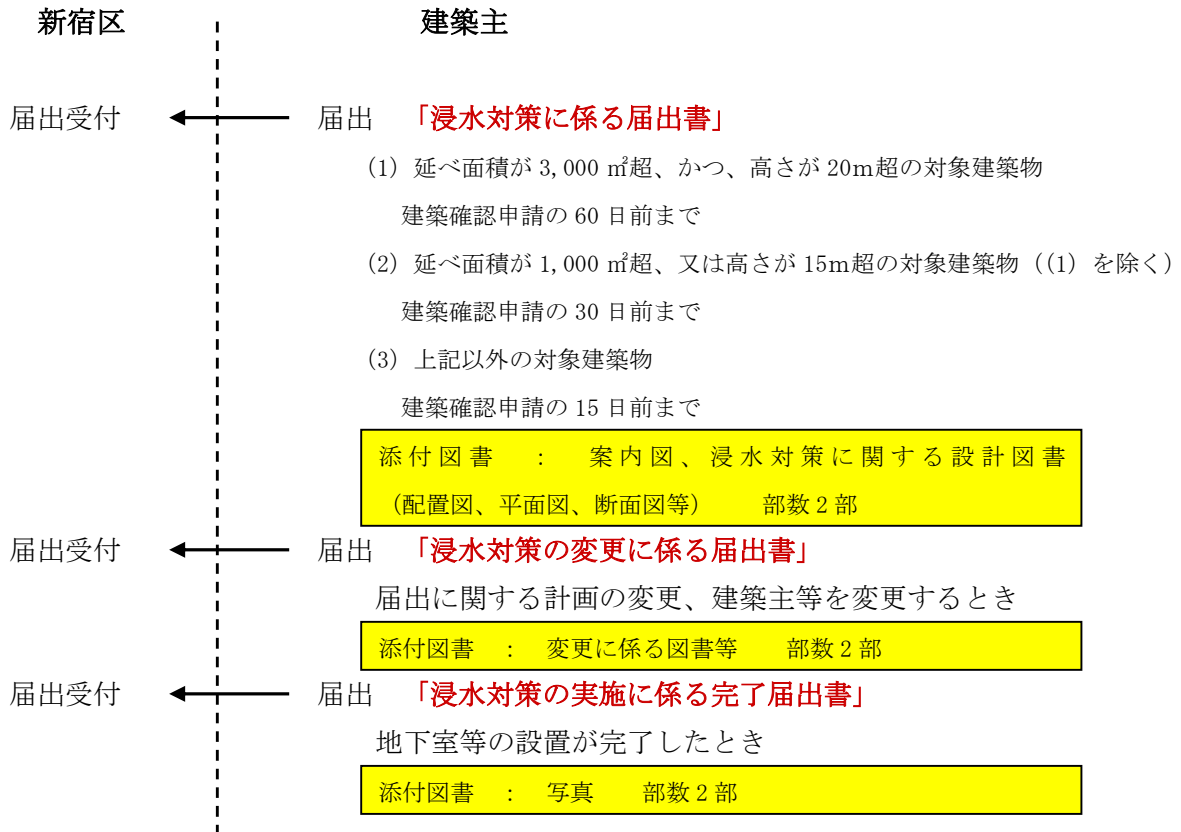
地下室等とは

「対象建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する室」をいいます。

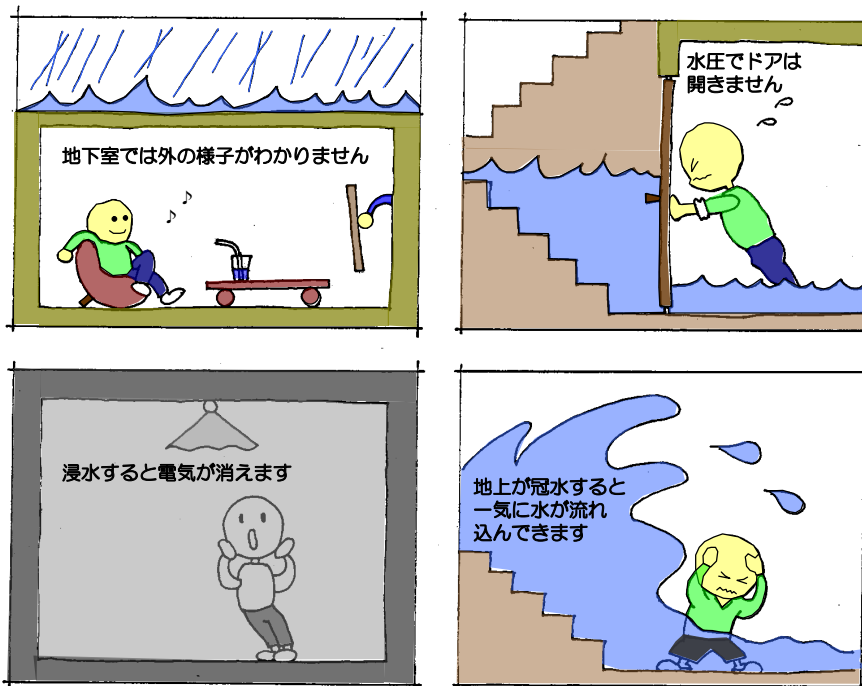
届出の内容

建築主は、地下室等を設置する際、浸水被害の防止又は軽減するための浸水対策を講じる内容を届け出ます。浸水対策上の措置として、出入口を一段高くする（マウンドアップ）、防水板を設置する、開口部の位置を高くする、排水ポンプを設置するなどがあります。

届出の流れ



地下室のどんなところが浸水時に危険なのか？



新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築主が地下室等の設置をする建築物を建築しようとする際に、浸水被害の発生防止に係る対策（以下「浸水対策」という。）に関し、新宿区が当該建築主等に対して情報提供及び啓発等を行う上で必要な事項を定めることにより、集中豪雨等の際の建築物への浸水被害の発生を防止し、もって区民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次項に掲げる用語を除き、建築基準法で定める用語の例によるものとする。

2 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下室等 建築物の周囲の地面又は道路面（当該建築物の敷地と接する道路の境界部分の地面をいう。）より低い位置に床を有する室をいう。
- (2) 対象建築物 地下室等の設置をする建築物をいう。
- (3) 地下室等の設置 新築、増築、改築により、地下室等の設置をするをいう。
- (4) 建築主等 建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

(情報提供及び啓発等)

第3条 区長は、建築物への浸水被害の発生を防止するため、対象建築物を建築しようとする建築主等に対し、浸水対策に関し必要な情報提供、啓発を行うものとする。

- 2 区長は、対象建築物を建築しようとする建築主に対して、必要な浸水対策を講ずるよう求めるものとする。
- 3 区長は、対象建築物の設計者又は工事施工者に対して、対象建築物の敷地現況を十分に調査し、建築主と相談のうえ浸水対策を講ずるよう求めるものとする。

(浸水対策の実施等に係る届出)

第4条 区長は、対象建築物が新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深が0.1メートル以上の区域」内にある場合にあっては、当該対象建築物の建築主に対して、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める期日までに浸水対策の実施の有無及びその理由等について別に定める書面により届出するよう求めることができる。

- (1) 延べ面積が3,000平方メートルを超え、かつ、高さが20メートルを超える建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認の申請（同法第18条第2項の通知を含む。以下「建築確認の申請」という。）を行う日の60日前
- (2) 延べ面積が1,000平方メートルを超え、又は高さが15メートルを超える建築物（前項に規定する建築物を除く。） 建築確認の申請を行う日の30日前
- (3) 前2項に規定する建築物以外の建築物 建築確認の申請を行う日の15日前

2 建築主が前項の規定により浸水対策を行う旨の届出をしたときは、区長は、前項の書面のほか、別に定める書類を提出するよう求めることができる。

(浸水対策の変更の届出)

第5条 区長は、前条の規定により浸水対策を講ずる旨の届出をした建築主が当該浸水対策の内容を変更しようとするときは、当該建築主に対し、その旨を別に定める書面により届け出るよう求めることができる。

(浸水対策の実施の完了届出)

第6条 第4条第1項の規定により浸水対策を行う旨の届出をした建築主が当該浸水対策を行い完了したときは、その旨を別に定める書面により届け出るよう求めることができる。

(勧告)

第7条 区長は、対象建築物に浸水対策が講じられないことにより浸水被害を招く恐れがあると認める場合において、建築主が第4条第1項の規定により浸水対策を実施しない旨の届出をしたときは、当該建築主に対し、必要な浸水対策を講ずるよう勧告することができる。

(指定確認検査機関への協力要請)

第8条 区長は、この要綱の施行に関し必要な事項について、指定確認検査機関に協力を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区地下室等の設置に関する浸水対策指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水対策に係る届出書)

第2条 要綱第4条第1項の別に定める書面は、浸水対策に係る届出書（別記第1号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

2 要綱第4条第2項の別に定める書類は、地下室等に措置する浸水対策に関する設計図面その他区長が必要と認めるものとする。

(浸水対策の変更に係る届出書)

第3条 要綱第5条の別に定める書面は、浸水対策の変更に係る届出書（別記第2号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

(浸水対策の実施に係る完了届出書)

第4条 要綱第6条の別に定める書面は、浸水対策の実施に係る完了届出書（別記第3号様式）とし、当該届出書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項については、都市計画部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

【問合せ先】

新宿区都市計画部建築指導課指導係設備担当

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 (03)5273-3745 FAX (03)3209-9227